

松屋カード 年会費のご案内

本人会員・家族会員ともに無料

2025年12月9日改定

松屋カード会員特約(優良)

第1条(カードの名称)

本カードは、株式会社松屋(以下「松屋」という。)と三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」という。)が提携して発行するもので、松屋カード(優良)(以下「本カード」という。)と称します。

第2条(入会方法)

1. 本カードは、松屋が別途定める基準を満たした方に限り申込むことができます。
2. 申込者は、松屋および三菱UFJニコス(以下「両社」という。)が定める本特約および三菱UFJニコスが定める個人会員規約(以下「個人会員規約」という。)を承認のうえ、両社に入会を申込むものとします。
3. 本カードの会員(以下「会員」という。)は、両社が本人会員として入会を認めた方とし、本特約に基づく資格(以下「本カード会員資格」という。)と個人会員規約に基づくクレジットカード会員資格(以下「三菱UFJニコス会員資格」という。)を有するものとします。
4. 三菱UFJニコスは、会員に対し本カードを貸与します。

第3条(年会費)

本カードの年会費は、個人会員規約の定めに係らず、無料とします。

第4条(特典およびサービスの利用)

1. 会員は、本特約および個人会員規約の定めに従い、本カードの特典およびサービスを受けるものとします。
2. 会員は、別途、松屋所定の方法で松屋が提供する特典およびサービスを受けることができるものとします。

第5条(優待サービス)

1. 会員は、松屋で本カードを利用した場合、その利用代金について松屋所定の方法にて優待されます。
2. 松屋が別途定める商品は、優待の対象外となります。

第6条(事務手続き代行)

会員が希望する場合、会員専任の担当者は、会員に代わり三菱UFJニコス宛てに各種事務手続き(ご利用可能枠の引上げなど)を代行することができるものとします。但し、専任の担当者がいない会員については、各種事務手続き代行の対象外となります。

第7条(本カードの更新)

1. 本カードの有効期限が到来する際、本カードの松屋での利用金額が松屋所定の金額を下回った会員(以下「低利用会員」という。)に対しては、松屋が本カード会員資格を喪失させ、新たな本カードの発行が行われない場合があることを、会員は予め了承するものとします。
2. 低利用会員に対して、または有効期限が到来する際の三菱UFJニコスの審査によっては、松屋一般顧客向けの「松屋カード(一般)」が発行される場合があること、およびその際の審査結果により新たなカードの発行が行われない場合があることを会員は予め了承します。

第8条(会員資格の喪失)

1. 松屋は、会員が次の事項に該当する等、本カード会員資格を有する者として不適格であると判断した場合は、何らの催告を要せず本カード会員資格を喪失させることができるものとします。
・会員が松屋の提供する特典およびサービスを受けるにあたり、不正な行為があった場合。
2. 前項により会員が本カード会員資格を喪失した場合、三菱UFJニコスは、当該会員の三菱UFJニコス会員資格を喪失させができるものとします。
3. 会員が三菱UFJニコス会員資格を喪失した場合は、本カード会員資格も喪失するものとします。
4. 会員が本カード会員資格を喪失した場合、会員は、本特約第4条第2項に基づく松屋から提供される特典およびサービスを利用する権利も同時に喪失するものとします。
5. 両社が本カードの返還を求めた場合、会員は返還を求められた本カードすべてを、直ちに三菱UFJニコスへ返還するものとします。

第9条(個人情報の提供と利用に関する同意)

1. 本条は、個人情報の取扱いに関する同意条項(以下「同意条項」という。)の特約として定めるものであり、申込者または会員は次のとおり、松屋と三菱UFJニコスが個人情報を提供し利用することに同意します。

(1) 三菱UFJニコスが松屋に対し、提供する情報と松屋における利用目的

① 提供する情報

- イ. 入会申込書および入会後に提出した届出書等に記載された、あるいは申告いただいた事項
- ロ. 入会の審査の結果および三菱UFJニコス会員資格喪失の事実(理由を除く)
- ハ. 本カード会員番号と有効期限
- 二. 本カードの利用情報(信用情報除く)
- ホ. 本カードの無効情報
- ヘ. 本カードの利用可能枠

② 利用目的

- イ. 松屋所定の本カードに付帯する会員向け特典およびサービスの提供
- ロ. 百貨店事業における市場調査・商品開発
- ハ. 百貨店事業における営業のご案内
- 二. 松屋の会員管理

(2)松屋が三菱UFJニコスに対し、提供する情報と三菱UFJニコスにおける利用目的

①提供する情報

- イ. 松屋が保有する会員属性情報
- ロ. 松屋カード会員資格喪失の事実
- ハ. 松屋所定の会員向け特典およびサービスの利用情報
- 二. 本カードの利用情報(信用情報除く)

②利用目的

- イ. 三菱UFJニコス所定の本カードに付帯する会員向けサービスの提供
- ロ. クレジット関連事業における市場調査・商品開発
- ハ. 三菱UFJニコスの会員管理
- 二. 松屋所定のお買い上げ明細書の作成

(3)松屋または三菱UFJニコスの業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で個人情報を当該業務委託先に提供すること。

2. 両社は、会員情報の提供と利用については個人情報保護のため適切な措置を講じるものとします。

第10条(適用)

本特約に定めのない事項については、個人会員規約または同意条項が適用されるものとし、本特約との間で抵触があるときは、本特約が優先されるものとします。